

平成26年度補正予算
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)
《よくある質問と回答》

No	Web公開	区分	小区分	質問	回答案	備考
1	平成27年3月31日	事業全体	地域	支援対象地域に制限はありますか。また、支援対象地域の広さに制限はありますか。	日本全国のどの地域を対象にしていいただいても構いません。支援対象地域の広さについては、地域に根ざしたプラットフォーム構築ときめ細やかな支援が実施できる範囲(都道府県、市区町村等)でご検討下さい。なお、支援対象地域をカバーする自治体の合意を得ること、支援対象地域に拠点を持つことが必要です。	
2	平成27年3月31日	事業全体	地域	対象地域によって採択に影響はありますか。	原則的にはございませんが、採択事業者の選定の際にバランスを考慮する可能性があることはご了承ください。	
3	平成27年3月31日	事業全体	その他	今後同じような補助金はありますか。来年もありますか。	次年度以降のことは、未定です。	
4	平成27年3月31日	事業全体	その他	「よろず支援拠点」との違いはなんですか。	よろず支援拠点は「様々な経営アドバイスを提供する」ことを目的としておりますが、本事業は「省エネルギーに特化したきめ細かい支援」を目的としています。 また、本事業においては、初期のアドバイスだけではなく、実施支援及び、実施後の検証・フォローアップまでの手厚い支援を補助します。	
5	平成27年3月31日	事業全体	その他	「よろず支援拠点」に登録していますが、本事業にも申請できますか。	申請は可能です。	
6	平成27年3月31日	事業全体	その他	同一の協力事業者が、「よろず支援拠点」等の他事業と両方で謝金等を受けることは可能ですか。	同じ協力事業者が同一の支援・アドバイスについて重複で謝金を受け取ることはできません。他の事業の業務・経理と本事業の業務・経理が明確に区分ができている場合のみ、補助対象経費として認められることがあります。	
7	平成27年3月31日	支払	-	謝金を直接協力事業者に振り込んでもらえますか。	運営事務局からの補助金のお支払いは補助対象事業者に限ります。	
8	平成27年3月31日	支払	-	謝金分の補助金はすぐに支払ってもらえますか。	補助金のお支払い可能なタイミングは中間及び事業完了後の2回です。	
9	平成27年3月31日	支払	-	補助対象経費を月次で支払ってもらえますか。	補助金のお支払い可能なタイミングは中間及び事業完了後の2回です。	
10	平成27年3月31日	支払	-	補助対象事業者から協力事業者への支払タイミングに決まりはありますか。	決まりはございません。補助対象事業者・協力事業者間でご相談ください。但し、補助対象期間中に支払いを完了させなければ補助対象経費としては認められませんのでご注意ください。	
11	平成27年3月31日	支払	-	補助金を請求する際に必要な書類は何ですか。	経理書類(支払証憑等)、および実績報告書等のご準備いただく書類がございます。詳細は採択事業者に別途配布する事務処理マニュアルをご確認ください。	
12	平成27年3月31日	情報公開	-	補助対象事業者情報はどこかに公開されますか。	本事業Webページ上での公開を予定しております。	
13	平成27年3月31日	情報公開	-	運営事務局で補助対象事業者の広報を実施してくれますか。	本事業Webページ上で補助対象事業者の紹介をすることはございますが、運営事務局から個別の補助対象事業者の広報をすることはございません。	
14	平成27年3月31日	情報公開	-	補助対象事業者情報はどこにどのタイミングで公表されますか。	交付決定以降に本事業Webページにて公開する予定です。	
15	平成27年3月31日	情報公開	-	補助対象事業者情報を公表しないことは可能ですか。	できません。本事業終了までは情報公開に同意いただくことを必須とします。	
16	平成27年3月31日	情報公開	-	協力事業者名は公表されますか。	本事業による支援実績等について公開する予定ですが、協力事業者の情報については、公開範囲を検討中です。	
17	平成27年3月31日	情報公開	-	支援対象者名は公表されますか。	支援対象者に関する情報は、支援対象者の了解を得て公表されることがあります。	
18	平成27年3月31日	情報公開	-	補助対象事業者及び協力事業者に関する情報の公表はいつまで実施されますか。	本事業期間内の公表となります。	
19	平成27年3月31日	公募要領	補助対象事業者要件	個人でも、補助対象事業者になることは可能ですか。屋号があれば可能ですか。	個人の方は対象外となります。「補助対象事業者は、地域に立脚した中小企業等の支援を主たる業務としている事業者(法人、団体、組合)であること。」を要件としております。	
20	平成27年3月31日	公募要領	補助対象事業者要件	大企業でも、補助対象事業者になることは可能ですか。	補助対象事業者は、特に企業規模に応じて排除されるものではございません。	
21	平成27年3月31日	公募要領	補助対象事業者要件	事業所が2つあるのですが、2件の申請が必要ですか。	1事業(1申請)で複数のプラットフォームを構築することが可能です。但し、各拠点に1名以上相談窓口となる職員(補助員は除く)を配置していただく必要があります。補助対象上限額は、補助対象事業者1者あたりで定められておりますので、補助対象事業者1者が複数の補助対象領域で事業を実施する場合、各領域における補助対象経費の合算額が補助対象上限額以下である必要があります。	
22	平成27年3月31日	公募要領	補助対象事業者要件	事業所が2つ以上あるのですが、各事業所から複数の申請を行うことはできますか。	事業所ごとに申請いただくことが可能です。但し、審査において別々の事業として実施することが適当と判断されない場合もあります。	
23	平成27年3月31日	公募要領	補助対象事業者要件	同一の団体から、複数の申請を行う場合、補助上限額はどうなりますか。	1者が複数の補助事業を実施する場合、それぞれの補助事業あたりの補助上限額が10百万円となります。一方、補助対象事業者1者が1つの事業を複数の補助対象領域で事業を実施する場合、各領域における補助対象経費の合算額が補助対象上限額以下である必要があります。	
24	平成27年3月31日	公募要領	補助対象事業者要件	複数の事業者によって共同申請を行うことは可能ですか。	原則は幹事会社となる1者による申請を想定しております。補助対象事業者の体制内に他事業者が含まれていることについては、特段問題ありません。共同申請とする必要がある場合には、個別に運営事務局へご相談下さい。	
25	平成27年3月31日	公募要領	補助対象事業者要件	補助対象事業者自身が支援活動を行うことは可能ですか。その場合、謝金等を受け取ることは可能ですか。	支援活動を行っていただくことは可能です。なお、その際、旅費のお支払いはできませんが、謝金のお支払いはできません。	
26	平成27年3月31日	公募要領	補助対象事業者要件	補助事業終了後も報告等を求められますか。	補助事業終了後に事業完了報告をいただきます。また、運営事務局よりアンケート、ヒアリング等を依頼した際はお応えをお願いいたします。なお、平成28年度以降に運営事務局(若しくは資源エネルギー庁)より報告等を求める場合がありますので、ご対応をお願いいたします。	
27	平成27年3月31日	公募要領	補助対象事業者要件	金融機関を補助対象事業者の例に挙げているが、営利活動につながらない活動として何を想定していますか。	地方銀行等の金融機関は、地域の中小企業等と構築しているネットワークを活かし、個別の金融商品を紹介する前後の段階におけるコンサルティング等の支援を期待して例に挙げています。「補助対象事業者の営業活動及び営利活動となる経費」は補助対象外となっていることから、個別の金融商品の紹介に係る費用は補助対象外となりますが、それ以外の段階における支援は補助対象として問題ありません。	営利活動との線引きについては、補助事業概要説明書(別添1)の「自社の営利活動との相反の有無」に記載して下さい。

平成26年度補正予算
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)
《よくある質問と回答》

No	Web公開	区分	小区分	質問	回答案	備考
28	平成27年3月31日	公募要領	協力事業者要件	個人でも協力事業者になりますか。	可能です。	
29	平成27年3月31日	公募要領	協力事業者要件	外国籍の個人でも協力事業者になりますか。	可能です。	
30	平成27年3月31日	公募要領	協力事業者要件	途中で協力事業者を追加できますか。	可能です。但し、変更される場合には、事前に運営事務局に変更内容をご連絡ください。(手続きの方法については採択事業者に別途通知します。)	
31	平成27年3月31日	公募要領	協力事業者要件	協力事業者には審査がありますか。	補助対象事業者の選考と併せて主に書面上での審査を行います。なお、運営事務局にて必要と判断した場合には、別途、補助対象事業者を通じて協力事業者に関する情報を確認させていただくこともあります。	
32	平成27年3月31日	公募要領	協力事業者要件	協力事業者の数に最低・最大の制限はありますか。	協力事業者が存在しない状態は認められません。加えて、 ①補助対象事業者もしくは協力事業者の中には必ず1人以上はエネルギー関連の国家資格(公募要領の協力事業者要件を参照)を保有している者を含むこと。 ②自治体以外の法人、団体、組合においては支援対象地域の自治体の合意のもと、協力事業者に必ず自治体を入れた体制を組むこと。 上記2点を要件としております。 また、協力事業者数の上限は特に設けません。	
33	平成27年3月31日	公募要領	協力事業者要件	協力事業者に直接連絡がいくことはありますか。	提出書類についての確認が必要な場合等、事務局から協力事業者に直接連絡を取らせていただくことがあります。	
34	平成27年3月31日	公募要領	協力事業者要件	協力事業者になるにはどうしたらいいですか。	協力事業者が単独で本事業に申請することはできません。補助対象事業者と合意のうえ、補助対象事業者から運営事務局に申請していただきます。	
35	平成27年3月31日	公募要領	協力事業者要件	補助対象事業者の関係会社・関係者でも、協力事業者になりますか。	補助対象事業者の関係会社に所属する職員が、協力事業者になることは問題ありません。但し、補助対象事業者に所属していると考えられる関係者については、補助対象事業者と同じ扱いとなるため、協力事業者にはなりません。	※関係会社とは、株式会社においては資本関係のある会社、一般社団法人においては社員等に該当する会社です。詳細は採択者向けに事務処理マニュアルで定めま す。 ※所属とは、定期的な雇用契約等を結んでいるものを指し、協働組合の組合員、協会の会員等は当てはまりません。
36	平成27年3月31日	公募要領	支援対象者要件	中小企業の定義を教えてください。	中小企業基本法第2条の規定に則ります。	
37	平成27年3月31日	公募要領	支援対象者要件	支援対象者に業種の制限はありますか。	運営事務局が制限することはありません。	
38	平成27年3月31日	公募要領	支援対象者要件	医療法人、学校法人、宗教法人、地方自治体等は支援対象者となりますか。	基本的には中小企業基本法における中小企業の定義に当てはまる事業者が支援対象です。但し、左記の法人等について補助対象事業者が支援が必要と考える場合は、個別に運営事務局にご相談下さい。なお、大企業は支援対象者とはなりません。	
39	平成27年3月31日	公募要領	支援対象者要件	補助対象事業者の関係会社でも、支援対象者となりますか。	補助対象事業者の関係会社が支援対象者になることは問題ありません。但し、当該社に対する支援に関しては、補助対象事業者の旅費については補助対象外となります。	※関係会社とは、株式会社においては資本関係のある会社、一般社団法人においては社員等に該当する会社です。詳細は採択者向けに事務処理マニュアルで定めま す。
40	平成27年3月31日	公募要領	支援対象者要件	協力事業者が所属する組織の関係会社でも、支援対象者となりますか。	協力事業者が所属する組織の関係会社が支援対象者となることは問題ありません。	※関係会社とは、株式会社においては資本関係のある会社、一般社団法人においては社員等に該当する会社です。詳細は採択者向けに事務処理マニュアルで定めま す。
41	平成27年3月31日	公募要領	支援対象者要件	協力事業者が所属する組織は支援対象者となりますか。	なり得ます。但し、支援対象者の組織に所属する協力事業者の派遣にかかる謝金及び旅費は補助対象外となります。	※所属とは、定期的な雇用契約等を結んでいるものを指し、協働組合の組合員、協会の会員等は当てはまりません。
42	平成27年3月31日	公募要領	支援対象者要件	支援対象者の事業所が全国にまたがる場合、支援対象地域外にある事業所は支援対象となりますか。	申請いただいた地域内の事業所のみ支援対象となるとお考えください。	
43	平成27年3月31日	公募要領	支援対象者要件	支援を受けたら何か制約を受けますか。	支援を受けたことによる企業としての事業運営上の制約は発生しません。但し、運営事務局からのアンケート・ヒアリングに対する協力等をお願いすることがあります。	
44	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	相談窓口担当の職員の人件費は補助対象になりますか。	なりません。	
45	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	アシスタント等の人件費は補助対象になりますか。	事業を実施するために必要な業務補助を行う補助員(アルバイト等)の賃金は補助対象として認めます。但し、本事業遂行に当たって新規に採用され、かつ本事業のみに従事する方の人件費に限りまのでご注意ください。	
46	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	本事業のために、他部署から異動してきた職員及び臨時職員の人件費は臨時職員雇用経費になりますか。	なりません。	
47	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	臨時職員の採用に係る経費は補助対象となりますか。(求人広告等)	なりません。補助対象事業者のご負担になります。	
48	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	本事業の申請にかかる資料作成費用は、対象経費となりますか。	なりません。補助対象事業者のご負担になります。	
49	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	協力事業者が、支援対象者への訪問は行わずに、電話・メール・資料送付等のみで支援を行なう場合、協力事業者への謝金は補助対象となりますか。	なりません。	
50	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	協力事業者に対して、支援対象者への派遣に関連して別途業務(事前の打ち合わせ、事後の報告書作成等)を依頼した際の謝金は補助対象となりますか。	支援対象者への派遣に関連した業務(事前の打ち合わせ、事後の報告書作成等)については謝金の対象にはなりません。但し、当該業務に必要なその他諸経費(打ち合わせに必要な会議費等)については、必要性が認められれば補助対象となります。	
51	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	支援実施場所が支援対象者の事業所以外(補助対象事業者のオフィス、その他貸し会議室等)で実施する場合は、謝金と旅費は補助対象となりますか。	謝金は補助対象となりますが、旅費については補助対象事業者、協力事業者共に補助対象にはなりません。	
52	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	協力事業者が同時に多数の支援対象者に対して実施するアドバイス等についての謝金は補助対象となりますか。	全ての参加者が支援対象者としての要件を満たしており、かつ個別にアドバイス等を実施していることが証憑として残せることを条件に、補助対象となります。	
53	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	支援対象者が既に補助対象となる事業(公募要領1.(4)1)～5))の一部を実施している場合でも本事業で支援することができますか。	支援対象者の現状に合わせて補助対象となる事業(公募要領1.(4)1)～5))の一部を実施していただくことは可能です。但し、本事業においては、支援対象者の「具体的な施策や第三者のアドバイス等のフォローアップが必要な状態で停滞をしている状況」に対して支援を行うことを目的としておりますので、特に、「省エネルギーに関する取組の計画」「省エネルギーに関する取組の実施」については重要な活動として捉えております。詳しくは公募要領1.(4)をご確認ください。	

平成26年度補正予算
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)
《よくある質問と回答》

No	Web公開	区分	小区分	質問	回答案	備考
54	平成27年5月29日	公募要領	補助対象経費	省エネルギーの診断等に必要な機器等の経費(計測機器の購入費等)は補助対象となりますか。	なりません。但し、用途と使用期間を補助事業専用に限定し、補助対象事業者が賃貸・リース等をし、補助対象事業者の管理下で使用する場合に限り補助対象となります。	
55	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	補助対象経費の品目ごとに、上限金額はありますか。	ありません。	
56	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	臨時職員人件費の上限金額はありますか。	ありません。但し、人件費単価等について運営事務局が不適切と判断した場合は補助金が支払われない場合があります。	
57	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	謝金の金額はいくらですか。	補助対象事業者の内規に沿って設定してください。なお、内規がない場合(明確に説明ができない場合も含む)、および運営事務局が不適切と判断する場合には、運営事務局が別途定める規程に沿って設定いただきます。	
58	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	謝金の上限はいくらですか。	補助対象事業者の内規に沿って設定してください。但し、補助対象事業者の内規における設定金額が不適当と運営事務局が判断した場合は、補助金が支払われない場合があります。別途確認させていただくこともありますのでご了承ください。	
59	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	謝金は個人に支払われる必要がありますか。	謝金は、個人に対する報酬ですので、個人が受領しなければなりません。所属企業等を経由して個人に支払う必要がある場合は運営事務局にご相談ください。	
60	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	交通費の上限はありますか。	ありません。	
61	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	支援対象者に対する支援回数の上限はありますか。	支援対象者1者に対する支援の回数に制限はありませんが、補助対象経費として認められる協力事業者の謝金と旅費の上限はそれぞれ20人回です。	
62	平成27年3月31日	公募要領	補助対象経費	補助対象経費は税抜ですか。	税抜きでの計算をお願いします。	
69	平成27年4月7日	公募要領	補助対象経費	補助対象事業者の広報費用は補助対象になりますか。	なります。但し、支援対象領域(地域、業種等)に対象を限定した広報活動にかかる、補助事業専用かつ資産とならない費用に限ります。	Web制作費用等の広報対象が限定されない広報活動は、補助対象外となります。
70	平成27年4月7日	公募要領	補助対象経費	支援対象者の事業所へ車で訪問する場合、ガソリン代は補助対象になりますか。	なります。但し、車の使用および費用の計上方法が、補助対象事業者の既存の内規に定められている場合に限ります。	
71	平成27年4月7日	公募要領	補助対象経費	補助事業に使用するPCやプリンタの購入費用は補助対象になりますか。	PCやプリンタは汎用性、資産性が高いため、購入した場合は補助対象外となります。但し、用途と使用期間を補助事業専用に限定して賃貸・リース等をする場合(例えば、本事業で新規に雇用する補助員が使用するPCの賃貸等)は、補助対象となります。	
63	平成27年3月31日	公募要領	事業期間	公募期間はいつからいつまでですか。	平成27年3月18日(水)～平成27年4月16日(木)12:00を公募期間とします。	※1次公募は終了しました。
64	平成27年3月31日	公募要領	事業期間	2次公募はありますか。	現時点では未定です。追加の公募がある場合には、Webページにてご案内します。	※No.114をご参照ください。
65	平成27年3月31日	公募要領	事業期間	事業の実施期間は決まっていますか。	平成28年1月15日(金)までです。	
66	平成27年3月31日	公募要領	補助率	補助率の定額とは何ですか。	補助対象経費の全額(補助上限額を上限とする)です。	
67	平成27年3月31日	公募要領	予算	補助金の上限額はいくらですか。	補助対象事業者に対する補助上限額は10百万円です。	
68	平成27年3月31日	公募要領	予算	当初申請時に提出した支出計画を変更(増加する変更)することは可能ですか。	交付決定額の範囲であれば変更は可能です。但し、事前に運営事務局に申請をいただき、承認を受けていただく必要があります。	
72	平成27年4月7日	申請	申請前	申請様式はどこでダウンロードすればいいですか。	本事業Webページ上で公開しております。	(URL) http://shoene=pf.jp/%E5%85%AC%E5%8B%9F%E6%83%85%E5%A0%B1/
73	平成27年4月7日	申請	申請前	申請書類の送り先はどこですか。	運営事務局あてにご送付ください。なお、運営事務局の住所は公募要領をご確認ください。	
74	平成27年4月7日	申請	申請前	申請前に申請書の内容を事前確認してもらえますか。	事前確認は受け付けておりません。	
75	平成27年4月7日	申請	申請前	書類が届いているかどうか確認できますか。	運営事務局までお問い合わせください。	
76	平成27年4月7日	申請	申請前	財務諸表等の添付書類は直接穴を開けても大丈夫ですか。	問題ありません。	
77	平成27年4月7日	申請	申請前	資格証明資料や事業概要パンフレットはコピーでもいいですか。	問題ありません。	
78	平成27年4月7日	申請	申請前	印鑑証明は必要ですか。	不要です。	
79	平成27年4月7日	申請	申請前	申請書類の送付方法を教えてください。	運営事務局まで郵送等配送状況が確認できる手段で送付して下さい。なお、申請書類を直接運営事務局に持参することはできませんのでご注意ください。	
80	平成27年4月7日	申請	審査	申請状況の確認は可能ですか。	審査結果はWebページ上にて発表いたします。それ以前の個別確認にはお答えできません。	
81	平成27年4月7日	申請	審査	資料の添付を忘れた場合、再送していいですか。	申請書類提出後の資料追加は原則受け付けません。申請時に、書類漏れ等ないように、十分にご注意ください。	
82	平成27年4月7日	申請	審査	審査にはどのくらいの時間がかかりますか。	4月下旬に申請者に対して採択結果を通知する予定です。但し、申請の状況によって若干前後する可能性もございます。	
83	平成27年4月7日	申請	審査	面談では何を聞かれますか。 どのくらいの時間がかかりますか。	申請の内容についての質疑応答が基本になります。所要時間は未定です。なお、面談は必要がある場合にのみ行います。	
84	平成27年4月7日	申請	審査	面談場所はどこですか。	運営事務局がある東京での実施を予定しておりますが、面談のご連絡の際に、正確な場所をご連絡いたします。	
85	平成27年4月7日	申請	審査	面談には協力事業者の同席も必要ですか。	必要ありません。	
86	平成27年4月7日	申請	審査	面談には協力事業者も同席してもらっていいですか。	協力事業者の出席を排除するものではありません。但し、会場の都合上、大人数でのご出席はお受けしかねますので、協力事業者が出席される場合には、最大3名までとしてください。	
87	平成27年4月7日	申請	採択決定	採択決定の通知はどのように届きますか。	運営事務局より文書にてご連絡いたします。	
88	平成27年4月7日	申請	採択決定	不採択となった場合に、通知はきますか。	運営事務局より文書にてご連絡いたします。	
89	平成27年4月7日	申請	採択決定	不採択となった場合に、申請書類は返却されますか。	申請書類は返却できません。ご了承ください。	
90	平成27年4月7日	申請	採択決定	不採択となった理由は教えてもらえますか。	不採択理由はお答えできません。ご了承ください。	
91	平成27年4月7日	申請	採択決定	採択基準を教えてください。	公募要領P.12に審査項目を記載しておりますので、そちらをご確認ください。	
93	平成27年4月7日	申請	交付決定	採択から交付決定までにどれぐらいの期間を要しますか。	採択後、交付申請をして頂き、5月中の交付決定を予定しております。但し、申請の状況によって若干前後する可能性もございます。	

平成26年度補正予算
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)
《よくある質問と回答》

No	Web公開	区分	小区分	質問	回答案	備考
94	平成27年4月7日	申請	交付決定	採択から交付決定までの間の費用は補助対象となりますか。	なりません。交付決定日以降に発生(発注・契約)する費用が補助対象となります。	
95	平成27年4月7日	申請	交付決定	交付決定の通知はどのように届きますか。	書類の郵送及びメールで行う予定です。なお、交付決定した補助対象事業者について、事業者名や事業概要等を本事業Webページに掲載します。	
96	平成27年4月7日	公募説明会	-	説明会に参加していなくても申請できますか。	説明会に参加しなくても申請は可能です。	
97	平成27年4月7日	公募説明会	-	説明会で使用された資料をもらえますか。	本事業Webページにて掲載しております。	(URL) http://shoene-pf.jp/%E4%B8%80%E8%88%AC%E5%85%AC%E5%8B%9F%E8%AA%AC%E6%98%8E%E4%BC%9A/
98	平成27年4月20日	事業の実施	-	交付決定後、支援の実施前に何か申請をする必要はありますか。	交付決定後、支援を開始いただくために特別の申請をしていただく必要はございません。交付決定後、速やかに支援を開始してください。	
99	平成27年4月20日	事業の実施	-	協力事業者が支援対象者を訪問して支援を実施する際に補助対象事業者が同行する必要はありますか。	必ずしも同行する必要はございません。但し、どのような支援が行なわれているかは常に把握する必要がございます。	
100	平成27年4月20日	事業の実施	-	一つの支援対象者に対して、複数の協力事業者が同時に訪問した場合、それぞれの協力事業者に謝金を支払うことは可能ですか。	可能です。但し、複数の協力事業者が同時に訪問する必要性について明確に説明できる場合に限ります。	
101	平成27年4月20日	事業の実施	完了報告	補助事業完了報告とは何をするのですか。	補助事業が完了した旨を示した簡易な報告(A4紙1枚程度)を想定しております。	事業完了とは ①交付申請で掲げた目的と内容が達成された場合。 ②所定の事業期間に達した場合。 のいずれか早い方を指します。
102	平成27年4月20日	事業の実施	完了報告	補助事業完了報告はいつまでにするのですか。	事業完了時に速やかに提出して下さい。	事業完了とは ①交付申請で掲げた目的と内容が達成された場合。 ②所定の事業期間に達した場合。 のいずれか早い方を指します。
103	平成27年4月20日	事業の実施	実績報告	補助事業実績報告書とは何を記載するのですか。	主に、交付申請時の計画に対して実施した支援内容、及び費用の実績のほか、運営事務局が求める事項についてをご報告いただきます。事業完了前のタイミングで補助対象事業者宛てに詳細をご連絡します。	
104	平成27年4月20日	事業の実施	実績報告	補助事業実績報告はいつまでに提出するのですか。	補助事業完了報告書における「事業完了日」から起算して30日以内に、提出して下さい。	
105	平成27年4月20日	事業の実施	定期報告	定期報告とは、何をするのですか。	事業の進捗状況について定期報告を行っていただきます。詳細は事務処理マニュアルで定めます。	
106	平成27年4月20日	事業の実施	定期報告	定期報告の頻度はどれくらいになるのですか。	現時点では、月に一回の報告を予定しております。	
107	平成27年4月20日	事業の実施	計画変更	事業が予定通りに進行しなかった場合はどうなるのですか。	支援終了後の検査の結果、計画との著しい乖離があると判断された場合には補助金のお支払いができない可能性もございます。	
108	平成27年4月20日	事業の実施	計画変更	事業期間中に事業を辞めることは可能ですか。	事業途中の辞退は原則的に認めません。(補助対象事業者の責に因らない事情で事業の継続が困難となった場合には、速やかに運営事務局にご連絡ください。)	
109	平成27年4月20日	事業の実施	計画変更	不適切と思われる協力事業者を除外したいときはどうしたらいいですか。	速やかに運営事務局にご連絡の上、運営事務局の判断に従ってください。	
110	平成27年4月20日	実績報告	-	「事業完了」とはどういう状態なのですか。	①交付申請で掲げた目的と内容が達成された場合。 ②所定の事業期間に達した場合。 のいずれか早い方を指します。	
111	平成27年4月20日	実績報告	-	当初計画の事業完了日までに事業が完了しない場合、どうしたらいいですか。	当初計画の事業完了日までに事業が完了しないと判明した時点で、速やかに運営事務局にご連絡ください。運営事務局への連絡を怠った場合、補助金のお支払いができなくなる可能性もございます。	
112	平成27年4月20日	実績報告	-	支援途中で補助事業完了期限(1/15)がきてしまった場合どうすればよいですか。	支援を継続いただいても結構ですが、平成28年1月16日以降に発生した費用については補助対象外となります。	
113	平成27年4月20日	実績報告	-	謝金を支払ったあとで、補助対象外とされてしまうケースはあり得ますか。	支援完了後の運営事務局による検査の結果、謝金の用途が不適切であると判断された場合には、補助の対象外となることもあります。	
114	平成27年5月1日	公募要領	事業期間	二次公募は行われますか。	行います。詳細はWebページをご参照ください。	(URL) http://shoene-pf.jp/%e5%85%ac%e5%8b%9f%e6%83%85%e5%a0%b1/
115	平成27年5月1日	公募要領	事業期間	二次公募期間はいつからいつまでですか。	平成27年5月1日(金)～平成27年6月12日(金)12:00を公募期間とします。	
116	平成27年5月1日	公募要領	事業期間	二次公募の採択予定件数は何件ですか。	20件程度を予定しております。	